

令和5年第3回（9月）定例町議会

（第4日 9月15日）

令和5年第3回（9月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第4号）

令和5年9月15日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和4年度西伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和4年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について
- 日程第 7 議案第44号 令和5年度仁科浜地区津波等避難施設建設工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	白石 洋 巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	高橋 昌 子 君
健康福祉課長	渡邊 貴 浩 君	産業建設課長	久保田 寿之 君
防災課長	真野 隆 弘 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	村松 圭 吾 君
教育委員会 事務局長	朝倉 通 彰 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野 浩 正	書記	堤 浩 之
--------	--------	----	-------

開会 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第1、認定第1号、令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

〔第1常任委員長 松田貴宏君登壇〕

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出、失礼しました。もう1回やり直します。令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、第1常任委員長報告。認定第1号、令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、令和5年9月7日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

議会会議規則第71条の規定により、第1常任委員会・第2常任委員会の連合審査会を9月7日、8日及び11日に町長、副町長、教育長。及び、企業課長を除く各課長、局長の出席のもと開催いたしました。その結果と結果につきまして御報告申し上げます。

令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額98億6,323万4,587円。歳出総額92億2,537万3,397円で、差引き額6億3,786万1,191円が繰越し額となります。前年度決算額との対比では、歳入は11億5,621万831円。率にして13.3%の増。歳出は11億1,967万4,452円、率にして13.8%の増となりました。歳入の主な増は、サンセットコインチャージ料、10億3,079万2,189円の増。地方創生臨時交付金1億6,071万9,000円の増。繰越金2億731万9,713円の増。特別交付税1億2,103万108万3,000円の増です。主な減は、ふるさと応援基金繰入

金、1億9,470万8,000円の減。ふるさと応援寄附金、1億1,455万1,974円の減。ガラス文化振興基金繰入金9,673万6,000円の皆減です。前年度より歳入増となったのはサンセットコインチャージ料が増加した影響です。サンセットコインチャージ料を除くと、前年度決算額との対比では、1億2,541万8,642円。率にして1.5%の増となりました。歳出で主な増は商工費のサンセットコイン利用料13億4,761万4,302円の増。消防費の津波避難タワー等整備工事、1億2,628万円の皆増。諸支出金の財政調整基金元金積立て8,200万円の増。土木費のトンネル長寿命化対策工事6,932万2,000円の皆増です。前年度と比較して主な減は、商工費の黄金崎クリスタルパーク用地購入費、2億5,201万3,070円の皆減、諸支出金のふるさと応援基金元金積立て1億1,455万1,974円の減。森林整備基金元金積立金9,756万7,000円の減。民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金9,420万円の皆減です。歳出はサンセットコイン利用料により大幅に増加していますが、サンセットコイン利用料、(過年度分を含む)を除くと、前年度決算額との対比では、マイナス9,261万8,119円、率にして1.2%の減になりました。審査では、主に次のような質疑がされました。

1 質疑 地方税滞納整理機構へは、経費以上の収入が見込めないときは、移管をしないほうがよいのではないか。

回答 効果があるのが普通なのですが、今回は効果がマイナスになったため、今後、精査していきます。

2 質疑 ふるさと応援寄附金が2年連続して減少している理由は。

回答 新型コロナまん延による巣ごもり需要により、令和2年度は干物などの冷凍食品を返礼品にする寄附が一時的に増えたこと。また、当町でも需要の高い干物などが、近隣市町でもで回るようになったことが減少した要因です。

3 質疑 職員ストレスチェックを増額した効果は。

回答 以前は結果が返ってきて終わりでしたが、今回からはカウンセリング面談が追加となり、相談しやすく職員からも好評です。

4 質疑 介護ワンストップサービスの利用者は、

回答 利用者はありません。

5 質疑 ツッテ西伊豆のコストパフォーマンスは大変低いのか。

回答 観光誘客の投資と考えてください。

6 質疑 ふとん類の回収はもっとPRしないのか。

回答 今年度、分別マニュアルを改定することになっているので、その中に入れま

す。

7 質疑 健康診査や各種がん検診の結果を活用して受診者を増やすことは出来ないか。

回答 たくさんの方に各種検診の状況をお伝えして、検診の大切さと疾病の早期発見につなげていきます。

8 質疑 TOUKAI-0事業のわが家の専門家診断が45件と増えた理由は。

回答 補助が令和6年度に終わるため、対象者にダイレクトメールを送付しました。

9 質疑 宮崎の岸壁消火栓は、工事視察で改善の意見が出たが。

回答 消防団と相談して、改善なしで進めることになりました。

10 質疑 町が所有するドローンの運用は。

回答 ドローンの飛行ルールも年々変わってきているので、その点を確認しながら今後の運用を考えていきます。

11 質疑 松崎高校の進学者を増やすために、高校生給付型奨学金は見直す必要があるのではないか。

回答 今後検討する必要があると考えます。

以上の他にも建設的な多くの質疑がありましたが割愛しました。

審査の結果、賛成反対が同数であり、委員長採決により原案のとおり認定しないことに決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に原案に賛成者の発言を許します。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は反対の立場で討論いたします。

町長は文教施設等整備委員会に、認定こども園及び西伊豆町立小中一貫校の建設地を仁

科の先川地区とする方針についてを諮問いたしました。委員会は、町の方針は妥当であると答申しました。あわせて、地域住民に説明の場を設け、町の方針や建設計画を十分に理解してもらうようにしてほしい。という課題が付されていまして。この課題を履行することなく、計画を進め、計画が頓挫し、町に契約解除に関わる多大な損害賠償金を支払わせました。このことを検証もせず、責任を取らないのが、到底看過出来ません。大いに反省していただきたい。事業をやらず、損害賠償金を払ったことは、長い西伊豆町の歴史で初めてだと思います。よって、認定第1号、令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、反対いたします。

○議長（堤 豊君） 先に原案に賛成者の発言を許します。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は、認定第1号、令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、私は認定の立場で討論します。

私の中では、この決算を不認定にしてもおかしくないと思われる点が大きく3点ありました。1点目は、文教施設整備事業の中止です。中止の判断をした最大の理由として、青地除外に理解を得ることが難しく、用地取得に時間がかかるということでしたが、各議員から再三にわたる取得可能性についての質問に対し、当局は大丈夫であると答え続けてきました。当局の判断の甘さは十分に反省していただく必要があると思います。思いますし、施設整備を期待していた多くの保護者や児童生徒を大いに失望させ、行政不信に至らしめたことは明らかであります。2点目は、鷹ノ巣残土処理場についてです。令和4年度で完成のための事業予算は、年度内に執行されず、取下げられ、年度末時点では、いつ完了するかも明確に示すことが出来ず、早期閉鎖の要望にこたえることは出来ませんでした。3点目は、津波避難タワー建設についてです。令和4年度の沢田及び下月原に建設の2基においては、明らかに調査が不十分と思われる設計により、多額の建設費用が追加されました。1番の文教施設については、原点からのスタートとして、ワークショップでの検討が既に始まっております。また、鷹ノ巣残土処理場については、令和5年末で受入れを中止する方針が示され、臍げながら、今後の道筋が見えてきました。その他の決算については、不適正な事務処理、計数に誤りは認められず、課題については、委員会において、委員会における審査会において、十分に議論がなされた結果、令和4年度決算が、本年度予算の執行や来年度予算編成に十分に活かされることが見込まれると判断し、本決算認定に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。私は、決算認定ね、反対の立場で討論いたします。

監査委員から、町から提出された、4つの財政指標や決算書及びその他関係書類を審査したところ、誤りがないとの報告がありました。令和4年度決算では、町の財政は指標上、健全であることは理解いたしました。また、令和4年度実施しました事業につきましては、多くは住民のために有効に実施されたと思います。しかしながら、西伊豆町では、今後大きな事業がめじろ押しになっています。また、ますます高齢化が進み、管理的費用が膨れ上がる可能性があり、将来の財政が懸念されます。そんな中、文教施設整備事業の青地除外手続につきましては、一貫して可能との説明が出てき、ありましたが、最終的には断念いたしました。それはどこかに原因があるはずですが、これは、私の反省も含めてありますが、大きな事業を進めるためには、特にしっかりとした裏づけ調査が必要だったと思いました。今回そのことがですね、抜けたことにより避けられた可能性のある、無意味な6,000万円以上の巨額の支出がありました。また、ほかの事業においても、これまで複数の議員から事業実施前にですね、十分な効果の検討が必要であるとの意見がありましたが、それが十分に行われないうまま、実施された事業も、少なからずあったと思います。このような反省を踏まえて、いろいろな議員から、成果指標の記載内容の指摘もありました。私も、成果説明書には、成果と課題を明記して、次年度の予算に反映させるべきだと思います。そのことで、同じ失敗をなくし、より効果的な事業ができるものと思います。今回の結果を踏まえて将来の西伊豆町の持続可能なまちづくりのスタートにしてほしいと思います。以上、以上の思いから令和4年度西伊豆町一般会計決算認定については反対いたします。

○議長（堤 豊君） 先に原案に賛成者の発言を許します。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は、令和4年度に伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場でお話いたします。確かにですね文教施設の建設中止に伴う賠償金の支払いというのは、事業を進めていく中、私は見込みの甘さから来た落ち度だと私も思っています。ここは十分に反省していただいて、今後前を向いてですね、西伊豆町に生きる子どもたちの未来をしっかりと考えて建て直していただきたいと思います。でもですね、これが今年度の全てを否定することに私は当たらないと考えています。ふるさと納税事業の安定的な収入、それからマイナンバーカードの交付事業やサンセットコイン事業、この継続的な取組によって、この高齢者が圧倒的に多い我が町で抵抗のない、デジタルトランスフォーメーション化が進んで

る、DX化が進んでいることは間違いないと私は思います。特にサンセットコイン事業ではそれのみならずですね、町内消費の喚起、町の経済の活性化に貢献していると私は考えています。さらに、先日申しましたけれど、この人手不足の中この観光シーズン、ライフセイバーを確保していただいたこと。安心安全な観光地であるという名を高めることが出来たというのは私は評価に値すると思います。また、介護保険制度の先行き不透明な中ですね、国全体として不透明な中、西伊豆町は健康寿命を延ばす、健康マイレージなど、健康づくり推進事業を進めてくれています。これをもうぜひ継続して進めていって、いつまでも元気な高齢者事業を進めていただきたいと思います。その他、いろいろございますが、私は、今年度の一般会計、適正かつ計画的、健全になされていたと私は認めます。このままこの事業、様々な1事業を進めていただきたいと思いますという思いを込めて、賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 反対の討論します。文教施設整備はとても難しい案件でしたが、何とかやってくれるものと信じて、今まで予算などには賛成してきました。ところが、さすがにもう無理だよというところで、そのように伝えましたが、町長は聞く耳を持たず、事を甘く見て事業を進め、学校は立たず、多くの町民に迷惑をかけました。よってこの決算の認定には反対します。

○議長（堤 豊君） 先に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定しないこととするものです。

認定第1号、令和4年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数。

よって、認定第1号は認定することに決定しました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 認定第2号、令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

〔第1委員長 松田貴宏君登壇〕

○1番（松田貴宏君） 令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、

1 常任委員長報告。認定第2号、令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、令和5年9月7日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。委員会は、9月11日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、納税徴収係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額12億1,701万8,540円。歳出総額11億8,856万227円で、差引き額2,845万8,313円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、歳入は、金額で2,788万円。率で2.24%の減。歳出は、金額で2,362万5,000円。率で1.95%の減となりました。歳入の主な減は、国民健康保険税が、前年度比1,205万8,000円の減となりました。これは、被保険者の減少によるものです。歳出の主な減は、保険給付費が前年度比1,210万4,000円の減となりました。これは入院外及び調剤にかかる医療費が減少したことによるものです。被保険者数は、令和4年度末で2,019名で、昨年から193名減となりました。被保険者のうち、65歳以上75歳未満の前期高齢者数は、1,166名で、57.8%を占めております。審査では、主に次のようなことが質疑されました。

1 質疑 都道府県繰入金（2号分）は、レセプト点検の充実を図れば上がるのか。

回答 努力した分については算定の基礎があるので上がると思いますが、点検員を増やす必要があります。

2 質疑 不正不徳利得返還金とは、

回答 社会保険に遡って加入された際に、社会保険から支払われるべきもので、既に国民健康保険で支払ったものについて、社会保険とやりとりしたり、本人か

ら徴収するものです。

3 質疑 1人当たり費用額の志賀で県内35位というのは良いことなのか。

回答 1人当たり費用額は、県内で低いほうがよいが、歯が健康で低いのか。

歯科を受診していないので低いのかは、一人一人状況を探っていないと分かりません。

4 質疑 乳がん検診が減少した理由は。

回答 国保に限らず、当町の乳がん検診は、賀茂医師会の検診車が廃車になり、ほかの医療機関に依頼していますが、1年に1日しか来れなくなったためです。

以上のほか質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案の反対者の発言を許します。

○議長（堤 豊君） 次に、失礼。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 提案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第2号、令和4年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成者の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第2号は認定することに決定しました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 認定第3号、令和4年度、西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計。

歳入歳出決算認定について、第1常任委員長報告。

認定第3号、令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、令和5年9月7日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。委員会は、9月11日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、納税徴収係長の出席のもと開催いたしました。その結果、失礼しましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3億2,591万5,185円。歳出総額3億2,530万2,885円で、差引き額61万2,300円の繰越し額となり、前年度決算額との対比では、歳入は金額で127万9,000円。率にして0.39%の増、歳出は金額で109万2,000円、率にして0.34%の増となりました。歳入の主な増は、諸収入が前年比480万4,000円の増額で、これは広域連合負担金過年度返還金が2,592万7,000円で、前年度比493万7,000円の増があったためです。歳出の主な増は、諸支出金が前年比480万4,000円の増額で、あ、失礼しました。前年比488万4,000円の増額で、広域連合納付金過年度返還金の増額に伴い、一般会計繰り出し額が増加したことによります、加入人数は令和4年度末で2,171名、昨年と比較しまして57名増となっております。審査では、主に次のような質疑がされました。

1 質疑 今後の被保険者の見通しは。

回答 人口は減っていますが、被保険者が増えてくる見込みです。

2 質疑 65歳以上75歳未満の一定の障害がある方の人数に上下があるが。

回答 75歳になり減少したり、65歳になり国保から後期高齢者医療に移行する方があり、上下します。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第3号、令和4年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員。

よって認定第3号は認定することに決定しました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 認定第4号、令和4年度西伊豆町、介護保険事業特別会計歳入歳出決

算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1 常任委員長、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 平和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について第1 常任委員長報告。

認定第4号、令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、令和5年9月7日の本会議において、第1 常任委員会に付託となりました。委員会は9月11日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係長、納税徴収係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億1,158万6,282円。歳出総額12億6,521万4,848円で、差引き額1億4,637万1,434円の繰越額となり、前年度決算額との対比では歳入は金額で1,214万8,000円、率にして0.87%の増。歳出は金額で3,339万2,000円、率にして2.7位、2.71%の増となりました。歳入の主な前年度比は、国庫支出金、187万3,000円の増。支払い基金交付金、564万6,000円の減。保険料が451万円の減、率にして1.67%の減となりました。保険料の減は第1号被保険者数の減少によるものです。歳出の主な前年度比は、保険給付費1,012万9,000円の増、これは施設介護サービス費の増額によるものです。諸支出金が2,100万6,000円の減となりました。これは介護給付費等交付金の返還金が減少したことによるものです。介護給付等支払い準備基金は積立てを行い、決算時には3億1,362万3,000円となりました。令和4年度末の介護認定者数は要支援の1・2が92名、要介護1から5が490名、介護認定者数は582名で、前年度末から31名の減となりました。審査では主に次のような質疑がされました。

1 質疑 令和3年度まで減少傾向だった給付費が伸びているが、今後の見通しは。

回答 介護療養型医療施設が単価の高い介護医療院に展開しているの、増えるだろうと見込んでいます。

2 質疑 住宅改修の査定は、

回答 個人の資産につながるものなので、理学療法士が同行して調査相談を行っています。

3 質疑 介護予防生活支援サービス事業訪問型サービスAの不用額が非常に多いが、昨年から何か改善していないのか。

回答 サービスを受けるガードする側に難しい問題もあり、改善していないわけでは

ありません。

以上のほか質疑がありました。

審査の結果全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第4号、令和4年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい。挙手全員です。

よって、認定第4号は認定することに決定しました。

○認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 認定第5号、令和4年度西伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、浅賀元希君。

〔第2委員長 浅賀元希君登壇〕

○2番（浅賀元希君） 令和4年度西伊豆町水道事業会計決算認定について第2常任委員長報告。

認定第5号、令和4年度西伊豆町水道事業会計決算認定については、令和5年9月7日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。委員会は、9月11日に副町長、企業課長、業務係長、水道温泉係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

令和4年度西伊豆町水道事業会計決算は、収益的収支の収入は営業収益、1億7,163万6,240円、営業外収益1,596万1,036円、収入合計は1億8,759万7,276円です。支出は、営業費用、1億7,616万1,974円、営業外費用、76万5,517円、支出合計1億7,692万7,491円です。収益的収支の純利益は1,066万9,785円で、対前年度比180万1,295円の増益となりました。なお、令和4年度も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の終息には至りませんでした。観光業が回復傾向にあり、収入全体では、6.5%の増加となりました。新型コロナウイルス感染症は5類になりましたが、まだまだ、水道事業にとっても注視していかなければならない問題です。更に問題となるのは、人口減少による給水人口の減少からくる配水量の減少です。また、資本的収支の収入は他会計からの繰入金、その他補助金はなく、収入は0円となりました。支出は改良費、（工事請負費）1,791万9,000円、資産購入（機械及び装置）767万1,400円、企業債償還金が635万7,695円で、合計3,194万8,095円となりました。なお、資本的収支の不足額3,194万8,095円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額232万6,400円、及び過年度分損益勘定留保資金1,807万1,520円、当年度、当年度分損益勘定留保資金1,155万175円で補填しています。審査では、主に下記のような問題が質疑されました。

1 質疑 資本的収支の財源として、他会計からの繰入金、その他補助金とあるが、どのようなものか。

回答 防災関係の補助事業など、一般会計へ一旦入り、その後、一般会計から企業会計に入るものは、他会計からの繰入金として処理しています。その他補助金については、国や県から直接いただくものです。

2 質疑 令和4年度に新たに1億円の投資を実施しました。運用期間10年、運用利率年1.6%ですが、具体的に運用益はいつ入金されるのか。また、運用益について

は、課税されないのか。中途解約した場合、元本割れのリスクは。

回答 毎年7月と1月に入金されることになっています。参考までに、今年7月には、80万円入金されました。課税については、公営企業会計は非課税ですので全額収益となります。途中解約については、その時点の市場価格により計算されますので、元本割れすることもあります。

3 質疑 有収率について、昨年と比較し、0.28%減少している。水道収入は、おおむね1,000万円増額しているが、平成4年度では、漏水事故が上水道、簡易水道合わせて11件あったとのことだが、無効水量が増加している要因をどのように捉えているのか。

回答 漏水調査で、漏水が確認出来たものについて、工事発注にタイムラグがあったことや、消火栓の利用状況に加え、排水施設のメーター以上の可能性が考えられます。メーター器交換や漏水対策については、早期に対策を考えていきます。

以上のほか、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 委員長にちょっとお聞きしますが、水道料金の改定については質疑はなかったのでしょうか。それで、もし、あった場合は、その内容はどのようなものか。

○議長（堤 豊君） 議長、2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 決算、すいません、決算審査の中で委員会としての質疑はありませんでした。

○議長（堤 豊君） そのほか、失礼しました。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 質疑3の回答のところの、工事発注にタイムラグがあったことですが、例えど、例えばどのぐらいその期間があって、何、なんでこういうタイムラグが出てくるのか、それについて、質問がありましたか、回答があり。

○4番（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。その点については、回答がありました。と申しますのは、漏水調査で漏水してる場所が分かりましても、極端に増えていることでなければ緊急工事が行われず、やはりその工事をするためにですね、道路使用ですとか、そういった手続等の事務的な期間がかかるということで、ある程度のタイムラグがあるということで委員会としては承知いたしました。以上です。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

認定第5号、令和4年度西伊豆町水道会計事業決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第5号は認定することに決定しました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 認定第6号、令和4年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

2 常任委員長、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 令和4年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について第2常任委員長報告。

認定第6号、令和4年度西伊豆町温泉事業会計決算認定については、令和5年9月7日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。委員会は、9月11日に副町長、企業課長、業務係長、水道温泉係長の出席のもと開催いたしました。その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

令和4年度西伊豆町温泉事業会計決算は、収益的収支の収入は営業収益8,056万9,428円、営業外収益、74万5,617円、特別利益を、あ、すいません。失礼しました。特別利益、32万6,172円、収入合計8,164万1,217円です。支出は、営業費用7,427万7,739円、営業外費用の費用0円、支出合計は7,427万7,739円です。収益的収支の純利益は736万3,478円で、対前年度比4万1,402円の減益となりました。また、資本的収支の収入は0円です。支出は改良費が1,079万1,000円のみで、資本的支出全体で1,079万1,000円となりました。なお、資本的収支の不足額1,079万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98万1,000円、過年度分損益勘定留保資金98万981万円で補填しています。審査では、下記のような問題が質疑されました。

1 質疑 過年度損益修正益32万6,172円とは何か。

回答 平成30年度に機械の除却がありましたが、その時に計上誤りがあり、今回修正したものです。

2 質疑 動力費について、水道事業と比較すると増加率が低く感じるがどのようなことか。

回答 温泉の動力費は、電気料金と重油などの燃料費があり、重油は令和3年度と比較しても、それほど高騰していなかったことや、温泉の温度管理について、こまめに調整を行い経費削減に努めた結果と捉えています。

3 質疑 未収金については、家庭用と業務をどちらが多いのか。また、その要因は。

回答 家庭用が多くなっています。水道料金の未納と同じ家庭が、温泉料金も担うようになっており、生活困窮によるものと捉えています。

4 質疑 未収金の事務対応はどのように行い、欠損金は、どのような状況か。

回答 督促状、催告状、給湯停止予告の段階を踏み回収に努め、欠損金はありませんでした。

以上の質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定する、すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（堤 豊君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第6号、令和4年度西伊豆町温泉事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、認定第6号は認定することに決定しました。

審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時32分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

審議を続けます。

2番浅賀元希君。

- 2番（浅賀元希君） 先ほど、報告いたしました令和4年度西伊豆町水道事業会計決算認定についての委員長報告の中に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。報告書の2枚目を見ていただきまして、質疑のところ、3番の質疑のところの2行目でありますけども、ここの真ん中のところに、平成4年度とありますけども、これは令和の誤りでしたので訂正をしてさせていただきます。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。
- 議長（堤 豊君） ただいま、訂正依頼がありました。後から、差し替えをするということをお願いします。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（堤 豊君） それでは暫時休憩を解いて、日程第7、議案第44号、令和5年度仁科浜地区津波等避難施設建設工事請負契約の締結についてを議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 町長。
- 町長（星野淨晋君） 議案第44号、令和5年度仁科浜地区津波等避難施設建設工事請負契約の締結についてでございます。
- 詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。
- よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
- 議長（堤 豊君） 産業建設課長。
- 産業建設課長（久保田寿之君） 議案第44号の説明をさせていただきます。

令和5年度仁科浜地区津波等避難施設建設工事請負契約の締結についてです。本工事の契約方法は一般競争入札による契約になります。契約金額は3億9,600万円で、契約の相手方は、河津・国本特定建設工事共同企業体です。

1枚おめくりください。こちらの説明調書をもとに建物の基本的な仕様とか、仕上がりについて御説明しますが、図面のほうを見て、確認していただいたら分かりやすいかなと思いますので添付の図面、資料2のほうを御覧いただきながら聞いていただければと思います。資料については、図面上のほうは、平面図、下のほうが立面図になっています。津波避難の避難床の高さについてはですね、2階フロアの高さが11メートルになっています。面積が、2階フロアで56平方メートル、それから屋上で171平方メートル。あわせて、454人の収容が可能となっております。屋上床の高さについては、避難床の高さが14.5メートル。1番高い

ところで、15.4メートル、床からパラペットの立ち上げがありますので、そこも含めると15.4メートルということになります。2階の避難スペースはふだん、会議室として使用をします。ということになります。そのほか、職員待機室、倉庫トイレ等を整備をいたします。エレベーターが13人乗りのエレベーターを一基整備します。縦長のストレッチが搬入可能なタイプといたします。避難施設本体は、鉄筋コンクリート造の階段は鉄骨造となります。1階車庫部分の仕上げなんですけども、床はコンクリート金鋳仕上げ、壁についてはコンクリートの打ちっぱなしになります。また2階の避難スペースについては職員待機室、倉庫、床はビニール床シート、壁は石膏ボードです。屋上の床は、塩ビシート防水屋上フェンスは、アルミ製の手すりで床面からの高さを1.2メートルとします。階段は鉄骨造の溶融亜鉛メッキ仕上げ、階段踊り場及び踏み板は縞鋼板で踏み板の角どの部分に蓄光と設けるという仕様にします。手すりはアルミ製で建て格子、高さ1.15メートルで手すりの部分は、62.5センチと80センチの2段ビームとします。避難施設の敷地については、アスファルト舗装を行います。

1枚目おめくりいただいて、伏図軸組図を御覧ください。今回の津波避難タワー今回の津波等避難施設とこれまで建設した避難タワーとの違いなんですけど、避難タワーは部材自体に強度のあるPC増とすることで、鉄筋コンクリートで作るよりも安価となっていましたけど、今回の避難施設は規模が大きく、部屋もあることからの柱と横張りが必要になり、PC増よりも、コンクリート上のほうが安くなります。この規模ですと、鉄筋コンクリート造というのが一般的な構造になります。資料3の上のほうの、1階伏図のほうを御覧ください。これ平面図なんですけども、基礎の部分に丸の印がしてあるところがあると思います。ここに基礎杭を打ちます。基礎杭なんですけども、今回の施設は2階部分があり、今までのタワーに比べ、重心が高く、津波による引き抜き力が強く働くため、それに耐えられる長さで重量のくいが必要になります。津波浸水深、GLから4.73メートルに対し、その3倍に相当する静水圧を、津波時水圧として計算を行い、ボーリング調査で得られた情報をもとに、支持層を決定し、杭の長さが21.79メートル、これ基礎を含めてになりますと、GLから24メートルになりますけども、長さまで打ち込みと。で、杭の形が1.2メートルの鉄筋コンクリート杭を本体基礎部分に9本、階段基礎に3本の形状12本落ち込むということになります。簡単ですが以上で説明を終わらせていただきます。あ、ごめんなさい、すいません。失礼しました最後に後期のほうですね。工期のほうは議会議決の日の翌日から、令和6年10月31日までと。約13か月間、やらせていただきたいと思います。以上説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 3点聞きたいんですけど、一つはですね、これ予算が4億5,000万、というふうに今まで言われてますけども、4億5,000万についてですね。今回の入札の予定価格、これが4億約300万。なんですよ。約5億円近く減少をしている、率にして10%以上減ってるんですよ。これの理由をまず一つ教えてもらいたい。それから、もう一つは、落札率が98.3%というふうにちょっと調べてきましたけども、この中で最低制限価格、今回設けておまして、先ほどの4億約300万に対してですね。91.57%っていう、非常に中途半端な最低制限価格を設けたんですけども、この理由を教えてください。まずはその2点お願いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 最低制限価格のことにつきましては、ちょっと事細かにありますと今後の入札にも関わってまいりますので、大枠的に説明をさせていただきます。今まではですね結構区切りのいいところで切っておりましたけれども、国のほうから、安かろう悪かろうというようなことの御指摘もある中で、ある程度それを算出する計算式が示されております。ですので、その計算に伴って私たちは変えておりますので、小数点以下のものについては毎度出てまいります。ですので、今言ったそういうものを参考にさせていただきながら、入札価格の最低制限価格は毎回決めさせていただいているという状況ですので、小数点については、毎度発生をしております。ただその詳細につきましては、今後の入札、いろいろな案件も、そういった計算式を用いておりますので、当然それが他社に漏れますと、なかなかいいことでもないような気もしますので、この程度の説明で、御理解いただければというふうに思います。他ににつきましては担当のほうから説明をさせます。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 予算額4億5,000万は、概算でちょっと余裕を持って、予算計上していたということです。今回の積算にあたってですね、現状でいいますと例えば、生コンクリートの単価が立米3万3,000円ほど上がってるとか、いろいろな情報が来ていますけども、県の単価自体がまだ改正されていないという状況なんですよ。なので、予算立てたときに、物価上昇の部分を見込んであったという部分については、それがは反映され

てない部分も物によってはあるのかなというふうに思います。したがって、仮に単価改正等がもしあって、物価スライドの適用するということであれば、若干工事費の増額というのが、今後出てくる可能性はございます。先ほどの高橋議員5億円減ったというちょっと発言されましたが、5,000万、5,000万円ということで、そういうこと。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） あんまりよろしくないのはですね、これから例えば最初、町のほうは物価上昇分をある程度見込んで予算はとった。ところが実際に県の単価が改定されていないので、そのままの価格で実際には入札をしてる。しかし、これから必ずその増額があるだろうということなんですよね。例えばそれ、当然入札ですから県の標準単価、これを参考にしてやるんですけども、現時点でそういう確定してない物価上昇分ってのを見込むわけにはいかないのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私たちは予算をとるときにはですね、当然予算が足りなくなるということも考慮しますんで、物価高騰分を含めて1.1とかで予算は組みますけれども、当然、県のほうの単価が変わっていない状況で私たちが勝手に単価を変えますと、何を根拠に変えたのかということが分からなくなりますので、あくまでも県が示している単価で出さざるを得ないというのが現状でございます。ですので先ほど課長が答弁したように、今後、年内とか年が変わっての工事もありますので、そこで単価が変わってということになりましたら、それは補正をかけなければいけませんので、またそのときには議員の皆さんに御報告をさせていただくことになろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今回入札に参加された方が一応3社ということですね。従来の津波避難タワーに比べれば、1社ないし2社増えた。影響かどうか分かりませんが、従来99.8とか、9とか、これに近いような数字だったんですけども、今回計算すれば98.3と。それなりの効果があって1ポイント、あるいは1.5ポイント下がったとは考えられるんですけども、今回の入札に当たって指名者ですね、これの選択はどういうふうにしたのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今回の入札は制限付きの一般競争入札のJVってということで、一応ですね、Aランクの業者が、県内の沼津・伊東に主たる営業所を有して、西伊豆町の入札

参加資格者名簿に建築一式工事が登録されている。静岡県経営規模等評価における建築一式工事ランク A の事業所、16社と、もう一つは、町内に主たる営業所を有し、建築一式工事もしくは土木工事が登録されている事業所ということで11社、これが J V を組んで三つが J V で出てきたという格好になります。

○議長（堤 豊君） そのほかありますか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 今、この事業体のためなのか、どうか分かりませんが、何か、この入札結果を問うこの契約書において、工事内訳書が載っていない。前回から宇久須、仁科の建築から載っていない。それ、この前の安良里と沢田の場合は、工事内訳書が載っていたんだけど、これ工事内訳つくってないんですか。工事内訳書を出してください。これ判断だよりだから。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 以前の避難タワーの当初の議案はちょっと今手元にないんですが、変更したときに工事の内訳がこういうふうになったよってという一覧は、工事金のね、一覧は変更の時にだして、ごめんなさい。令和元年度の時には、確かに安良里地区の津波避難タワーについていまして、昨年度の変更議案で、つけていなかったかと思えます。そこは今後つけるようにいたします。これを当初の、当初の議案につけるということで

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 工事の内訳だから、さっき高橋さんが言われたように請負率何%とかね。それでこの工事は何%いくらっていうあれが、以前は出してましたよね、ここに。うん。ついてました。うん。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 10 時 57 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

審議を続けます。

産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） ちょっと今、過去の書類を調べてみたんですけども、やはり当初契約の時には、うち工事内訳書というのは、これまでもつけていませんで、変更契約の時に、この部分が幾ら変わったってというようなことで、一覧を添付しているという状況になります。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 変更契約って、だから最初から別につけたって問題じゃないじゃない。俺は最初の契約だと思ってたけど、あれ。それでもし出すのが、まずいことでもあるわけ。そんなことなければ最初からどうぞあんなものちょっとしたものを、A4の半ページぐらいのものだから、すぐできるんじゃない。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当局としては今までと同じように書類を出させていただいておりますので議員がおっしゃるものにつきましては、今後検討させていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、私はね、だから判断材料になるんだから、そういう詳しいもの出しなさいよって、課長いじめてるわけじゃないですよ。うん。町長そう言われますけどね、前例だ前例だって、前例なんて別にうちあぶればいいじゃないですかね。うん。それでは、これ入札結果ですよ。入札ねえ。どういう提案してきたんだってこと分からないじゃない。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですので、別に私は前例に踏襲してるわけではなくてそういう御意見があるということに関しては、検討させていただきますというふうに答弁をさせていただきました。

○議長（堤 豊君） そのほか、質疑ありませんか。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 資料3を見た、資料3を見ていただけますか。杭の長さ21.79メートルと書いてあるんですけども、1番下ですね、1番下の1番右の柱のところですね、杭の長さ杭長。ここは、念仏川が横にありましてですね。多分この辺も砂地ではないのかなと私の推測ですけども、これは21.79メートルのところに支える層があった。こういうふうに考え

てよろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） ボーリングのほうをやってみたときに、見てるんですけども、この地形的にここは太古から上流からの砂が流れて堆積したと。川底のような、そういう地形になってるんですよね。したがって砂州する部分が多いところとか、玉石の部分が多いところとか、それは土そうで幾つも積み重なっています。27メートルまでボーリングでやってみたんですけど、岩盤の層ってのは出てこないです。今回、支持層としたのは、玉石混じりのれき層ですよ。大きな石がゴロゴロしているところで、十分支持地盤として通用するようというところが、深さ的にいうと、22.3から26.3のあたりがそういったようになります。実はそれより上に7.3メートルから10.3メートルの層にもやはりそういった、玉石まじりのれき層があるんですけども、ここですと杭の長さがちょっと短くなり過ぎて、津波の静水圧に耐えられないと、引き抜きのに耐えられないということで、ここではなくもっと深い層でということで、今言った杭長のところのそうを支持地盤として設計をしているという状況です。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これは、課長ボーリング調査をしたということなんですけども文教のときと同じように、私もあのときにいろいろと勉強をさせていただいて、N値とかそういうもののボーリング調査したときの、状態の図というのは発表出来出来ないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

審議を続けます。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 今御手元にお配りしたボーリング柱状図については、令和元年度にボーリングを行って、その後の全協でも事前説明していったみたいですけどこの図面自体は配っていないということなので、改めて今、前段私が説明したことの繰り返しのようになってしまいますが、堆積した土砂の層のうち、この図面でいうと7.3ぐらいから10.3メータ

一ぐらいですかね、上のほうに玉石まじり砂礫って書いてあるところがあると思います。ここがN値のところ見ると50も振り切っているというところがありますが、ここですと、浅過ぎて、引き抜く力に対応出来ないということで、その下、22.3から26.3ぐらいですかね。そこにもN値が50以上を振り切っているところがありますので、同じく玉石まじり砂礫のところ、支持層地盤として設計をしております。杭の絵がこのN値のところにあると思いますけども、こんな形で打ち込みをするというところですよ。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はいよく分かりました。そうして言いますとですね。地下に打ち込みくいが21.79。それから地上が、これでいくと15.4ですね。大きさ、建物を今回は大きい先ほど課長が説明がございましたが、この大きさと、それから砂地に建てるわけですから、耐浪性が来たときにですね、15.4メートルと21.79、ちょっと何かスポット抜けちゃいな、これは私の感覚ですからあれですけども、当然、耐浪性なども考慮して設計してあるわけですね。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほど申し上げましたところ、繰り返しになってしまいますが、津波の浸水深に対してその3倍に相当する静水圧を、津波時の水圧として計算をしているということですので、これで耐浪性は問題ないという設計になっております。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） もう一度その杭の長さ、説明しますがボーリング柱状図のN値のところ、ちょっと分かりづらいんですけど、その杭の絵があると思います。杭の長さが、ちょっとこの図面ですと21.8って書いてありますけど、実際に21.79ですね、それ以外の杭の頭に基礎部分があるわけですけど、そこが2.21になります。したがってGLから、合計で24メートルのところ、杭を打つと。24メートルの深さまでのところに支持地盤をつくるという形になります。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） もう最近をよく停電するんで、この間も田子のほうで、田子と仁科と安良里が、ちょっとした雨が降っただけでも、停電しちゃったわけなんだけど、停電対策ってのはどうなってるのかっていうことを、エレベーター、照明、エアコン、その他で電気器具のね、それに対する停電対策ってのはどうなってるの。それともう1点、エレベーターの

モーターってのは、何メートルの位置に設置するのか。そこを。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 電気の話は、以前1月の全協ですかね。次に、防災課長から説明があったと思うんですけど、ちょっとあの、その中で、エレベーターところちょっと説明がつかなかった部分もあるとき思ったんですけどね。エレベーターっていうのは、地震とかで、通電されなくなった時にも、バッテリーを積んで、最寄りの階までバッテリーで動くという機能を備えています。その後、非常用電源ではそこに行っていないので、停電になれば、当然動かないと。ちょっと、前の質問の時にね、停電時にも非常用電源で動くっていうな、ちょっと勘違いされていないかなと思ってそこだけちょっと、もう一度、発言させてもらいます。照明については、基本的に商用電源で蓄電が蓄電池ありという資料になっていまして、屋内、ごめんなさい、になっています。照明については、非常用の発電機を現地に備えますので、100ボルトなんで、それは当然問題ないという状況です。で、屋上は、屋上のみのほうは照明がソーラーで、ソーラーなんですよね。太陽光発電なんで、そこは関係ないと。エアコンは、当然普通のときには200ボルトで引込みしますので、三相200で引き込むので、停電時には200ボルトの発電機ってのはないので、そこは当然動かないという状況ですね。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） エアコンの話ですが、先ほど建設課長からお話がありましたが、実際に、自家発電等の設備が出来ませんので、実際に蓄電池を用意しまして、エアコンの稼働までは出来ませんが扇風機とか暖房器具をですね用意しまして、そちらのほうで対応したいと。で、この施設が一時的な避難施設という考え方のもと進めておりますので、ところで長期的な部分では対応はしないと、しないとですかですね、対応をその形じゃなくて、そういった扇風機そういったところで蓄電池等でですね、対応したいということで考えております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤孝君） 一時的って一時的にそれを、それは何、何か月も、もし津波が来てね。何か月も住むっていうことはないということになってもだよ、何日かをいるっていうことが想定されるわけですよね。その間、高齢者の方がこの真夏にね、全然エアコンがないところで過ごせって、それはちょっと随分、酷な話だと思うんです。それとエレベーターの話ですけどエレベーターは、だからモーターはどの、何メートルのところへと設置するのか。あそ

こは確か浸水深5メートル。だったですよ。5メートルぐらいだったよね。それだからそれ以上のところに設置しておかなければ、津波L2クラスが来た場合には、もう津波が去った後はもう使えないってことだよ。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 当然、エレベーターの主要設備については、津波浸水深に設けるようになります。津波浸水深では4.73メートルですよ。それより上に、はい、設置します。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 若干の混乱があるような気がしますので、少し、もう1回ここで整理していただきたいと思うんですけど、これは津波の避難所じゃないですよ。ではないですよ。ちょっとその辺の説明をもう1回ちゃんとしていただいていいですか。今、ちょっとよく分かんなくなってきたので、津波避難場所ではあるけれども、避難所ではないとかあとは、ただ2階の会議室のあたりは、避難所になることもあるんですよ、津波じゃない。ちょっとその辺整理してもう1回説明していただいていいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、この件につきましては過去からずっと同じことを町としてはお話をさせていただいております。津波の際は津波避難タワーを兼ねておりますので、あくまでも一時避難所です。避難地ですよ。なので、津波が引いた要は訓練でやっておりますけれども、津波が来ましたということになったら、皆さん広域の避難場所に移っていただく。ということですから、ここに何日もいるということはほぼないというふうに想定をしておりますし、ほかの津波避難タワーもそういう設定で作られております。ですから最終的には津波が引いた後には、各地区にある公共施設、宇久須であれば、賀茂小中とかですよ、田子だったら田子小学校、仁科の場合は、仁科の学校に建てあそこ津波したら多分使えないと思うんですけども、要はそういうところに移動していただきますので、ここに何日もいることはありません。ただ、風水害、要は台風とかですよけれども、そういったものが来ますと、今、西伊豆町内では、基本的に皆さんが来れるように、避難所ですよ、これは避難所ですよ、開設をさせていただいております。宇久須の場合はちょっと多様性はないんですけども防災センター、安良里の場合は、消防団詰所2階、田子については、公民館、これそれぞれが津波浸水想定区域から外れておりますが、仁科地区には外れたところありません。今、福祉セン

ターに来ていただいておりますけれども、あそこに避難している間に、地震津波が来ないという、100%保証はありませんので、そういった時、そういった避難をされている時にも対応できるように、あえて二階を作らせていただいて、屋根のある場所で風水害も免れることができる場所をつくるということで作っております。ここは通常使いはしていただいたほうが、何かあったときにも、そこに行くっていう認識も出ますし、役場の中に会議室が少ないので、こういったところも地域の方から要望がありますから、通常使いは会議室として御利用いただくというような設定をしておりますので、あくまでもあそこに2日も3日も4日もいるという設定ではありません。あくまでも一時的な避難場所です。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町長そう言いますけどね、一般的に津波が来て去ったからってすぐ出てくるってところはありませんよ。津波が来て、地震が収まる、それから何日かみんなそこへ留まりますよ。それで安全だったらその広域のね、避難所に移りましょうかって話になると思いますよ。いきなりじゃ何時間かで津波が終わりましたじゃみんな、広域の避難所に移ってくださいっていう、そういう話には絶対なりませんよ。

○議長（堤 豊君） 失礼しました。質問ですか。

町長。

○町長（星野浄晋君） 芹澤さんがどう思うかということについては私がどうこう申し上げる立場にはございませんけれども、最終的には広域の避難所が開設されたときには、行政の支援は基本的にそこを優先的に行わなければいけないというふうに思いますし、全く道路決壊とかで移動出来ない方以外は、集まっていたほうがスムーズな避難所運営ができるのではなかろうかというふうに思います。ただ議員がおっしゃるように、別に出ていくということはありません。そこで私はいよいよという方がいらっしゃるんであれば、それでいいのかもしれないけれども、基本的にはそういった状況をやっておりますと、あまり避難所としてはよろしい状態ではなかろうかというふうに思いますので、避難訓練をですね、やってるのはそういうもので、わざわざ皆さんに移動していただいているということです。芹澤さんの論が正しいとするならば、今の避難訓練の方法が間違っているということになってしまいますので、私たちはあくまでも想定できる1番最適な状況を住民の皆様にお伝えをし、それに対応できるものを整備しているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この議案はですね、当初上程されてなくて、9月の13日に入札会があると、ここで決まれば、追加議案として15日に上程したいと。こういうふうに議運のほうで話を受けてます。にもかかわらずですね、上程したにもかかわらず、今日、検査管理係のところへ行って、入札結果、これを調べようと思ったらファイルはないんですよ。そして探してもらったんですけどもしばらく出てこない。担当が宿直か何かで連絡はとれない。こういう書類が出てこないんですよ。少しこれはやっぱり議会のね運営なり進め方、これについて、やっぱりこれ今回の契約の件ですから、これ入札の結果ってのは非常に大事なんですよ。そういった状況が発生してるってことについてどういうふうに思いますか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 大変申し訳ありませんでした。今後、入札が終わりましたら、即、バインダーに閉じまして、通常、置いてるところに置くような格好でやらさせていただきます。大変申し訳ありません。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私はこの案、件に関しては反対いたします。まず1番目にですね、契約金額の内容が全く提示されてない、そういうようなことでね。まず、反対します。それと、今、先ほども言いましたように簡単に停電が発生するんですよ。それで、非常時のときの建物であるのに、非常時の備えが全く十分ではないということがあります。不測の事態に備えてね100%備えてくることが必要だと思います。また、2階の避難スペースにおいてもですね、より多くの住民を収容するためにね、もっと工夫して工夫するべきだと私も思います。そしてあんな、例えばあんな広い職員待機室なんて必要なのかと。そこで会議を開くって言うんだらうけど、本当にそんな会議を開いて有効活用するとかっていうこともあるし、いろいろ疑問があるわけで、そこへ、そんなのは必要なく、そこで特化して避難所としてのね、避難所施設と特化して別にやって、そこは別にほかの金額を削るところではないと思う。だからそういうことに対しては別に気にしないで、お金を有効活用とかそういうこと

じゃなくて、非常時に備える施設ということで、金額を削らずにやってもらいたいということがあります。そういうことでこの案には反対します。

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） もう私のライフワークに近いと思いますけれど、このあたり本当に津波避難困難者が数百人いるところですよ。いるので、取りあえず、取りあえずこれは、津波から逃げるといふ避難地ですね、避難場所という概念ですよ。避難所として機能するということではなくて、ということなので取りあえず1日も早く私はここ高齢化が進んでる中、建設していただきたいと思いますので、私は賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 先に、議案書に反対者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は、この案に関してはずっと1人で反対しているものでございます。津波避難タワーの建設は認めますが、避難施設は津波の来ないところに建設したほうが、いいんじゃないんでしょうか。そのためにいろいろと文教なりともやっているわけですから、何でもこういうところに津波が来るところに避難、一時避難所にしても、津波避難施設をつくるのは、どうかな。ほかの別のところに建設したほうが良いと考え、議案第44号には反対いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私はこの議案第44号に賛成いたします。全協等で、今まで十分に説明していただき、そして予算も既に通過しております。今回の契約に関してですね、著しく、これを認めたい欠陥があるかというふうに問われればこれは僕はないというふうに考えます。従来から津波避難タワー、津波避難施設、これをつくることによって津波避難の空白区域をなくす、それによって犠牲者の減少を図る。それが非常にいい、ハード施設ですけども、効果があるということもありまして、私はこの議案第44号に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第44号。令和5年度仁科浜地区津波等避難施設建設工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（堤 豊君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条の規定により、御手元に配付しました資料のとおり議員を派遣したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しました資料のとおり議員派遣にすることを決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堤 豊君） 日程第9、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常務委員長から、会議規則第75条の規定によって、御手元にお手元に配布しました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堤 豊君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第755条の規定によって、お手元に配布しました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査と継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和5年第3回西伊豆町議会定例会を閉会とします。

皆様、御苦労さまでした。

閉会 午前11時41分